



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則の一部を改正する規則(健康増進課).....4
- 大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則.....(保険医療課).....4

訓令

- 大和高田市地方公会計制度財務書類作成支援業務事業者選定委員会設置要綱.....(財政課).....4

告示

- 大和高田市庁舎等案内板広告掲載取扱要領.....(財産管理課).....5
- 大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱及び大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部を改正する告示.....(地域包括支援課).....10
- 平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第9号)の要領の公表.....(財政課).....10
- 大和高田市乳幼児健康診査事業実施要綱.....(健康増進課).....13
- 平成27年度一般廃棄物処理計画.....(環境衛生課).....15
- 公示送達.....(収納対策室).....18
- 住民基本台帳法及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表.....(市民課).....18
- 違反広告物の保管.....(都市計画課).....21
- 公示送達.....(収納対策室).....21
- 引取りのない自転車等の処分.....(生活安全課).....21
- 公示送達.....(収納対策室).....22
- 公示送達.....().....22
- 5月市議会臨時会の招集.....(財政課).....22
- 放置自転車等の移動・保管.....(生活安全課).....23

公告

- 農用地利用集積計画の縦覧.....(産業振興課).....23

教育委員会

- 教育委員会4月定例委員会の招集.....(教育総務課).....23
- 教育委員会5月定例委員会の招集.....().....24

選挙管理委員会

- 奈良県知事選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等.....(選挙管理委員会).....24
- 平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置所等.....().....25
- 平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙における各投票区の投票所.....().....25
- 平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における開票の日時及び場所.....().....25
- 平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における各投票区

の投票所	(選挙管理委員会)	25
○平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における開票管理者等の選任	(〃)	25
○平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における期日前投票所	(〃)	26
○平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における期日前投票所投票管理者等の選任	(〃)	26
○平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所	(〃)	26
○平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙において開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う日時及び場所	(〃)	26
○平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙において大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所	(〃)	26
○平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票管理者等の選任	(〃)	27
○選挙管理委員会の招集	(〃)	27
○選挙管理委員会の招集	(〃)	27
○選挙人名簿の決定の基準日等	(〃)	27
○選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧場所	(〃)	28
○大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等	(〃)	28
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所等	(〃)	28
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所等	(〃)	28
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における各投票区の投票所	(〃)	29
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙に使用する投票用紙の色	(〃)	29
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市議会議員選挙に使用する投票用紙の色	(〃)	29
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における各投票区の投票管理者等の選任	(〃)	29
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における投票及び開票の順序	(〃)	29
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	(〃)	30
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙において大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙等の交付場所並びに不在者投票の記載場所	(〃)	30
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における期日前投票所	(〃)	30

○大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙の執行……………	(選挙管理委員会)	……30
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における期日前投票所投票管理者等の選任……………	(//)	……30
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における開票事務等……………	(//)	……31
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじを行う日時及び場所……………	(//)	……31
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるくじを行う日時及び場所……………	(//)	……31
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙会の日時及び場所……………	(//)	……31
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙運動費用の支出制限額……………	(//)	……32
○選挙管理委員会の招集……………	(//)	……32
○選挙管理委員会の招集……………	(//)	……32
○平成27年4月26日執行の大和高田市長選挙における当選者……………	(//)	……32
○平成27年4月26日執行の大和高田市議会議員選挙における当選者……………	(//)	……33
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長印……………	(//)	……33
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長の事務取扱場所……………	(//)	……33
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙において選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う日時及び場所……………	(//)	……33
○平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙において候補者として届出のあった者……………	(//)	……33
○平成27年4月26日執行の大和高田市長選挙における無投票の告示……………	(//)	……34
農業委員会		
○農業委員会5月定例委員会の招集……………	(農業委員会)	……34
公営企業		
○指定給水装置工事事業者の廃止の届出……………	(水道総務課)	……34

規 則**規則第1号の2**

大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年2月15日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則の一部を改正する規則

大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則(平成21年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「奈良県葛城保健所長」を「奈良県中和保健所長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年2月16日から施行する。

規則第5号

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市養育医療の給付に関する規則(平成25年規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考2の(1)中「第3項」の次に「まで」を加え、同表備考2の(2)中「、第41条の19の4第1項」を「並びに第41条の19の4第1項」に改め、同表備考2の(3)中「附則第12条」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

訓 令**訓令第6号**

大和高田市地方公会計制度財務書類作成支援業務事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年4月24日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市地方公会計制度財務書類作成支援業務事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市地方公会計制度財務書類作成業務を実施するに当たり、業務委託に係る受託者(以下「受託者」という。)の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市地方公会計制度財務書類作成支援業務事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要項及び導入仕様書の策定に関する事項
- (2) 提案書、プレゼンテーション等の内容の審査及び評価に関する事項
- (3) 受託候補者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 財務部長
- (2) 財政課長
- (3) 企画政策部長
- (4) 環境建設部長
- (5) 財産管理課長
- (6) 会計課長
- (7) 水道総務課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、財務部長をもって充てる。

3 副委員長は、財政課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から受託者の特定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第8条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月30日から施行する。

告 示

告示第131号

大和高田市庁舎等案内板広告掲載取扱要領を次のように定める。

平成26年12月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市庁舎等案内板広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市の庁舎等に広告付き案内板（以下「案内板」という。）を設置し、広告を掲載することに関し、大和高田市広告掲載要綱（平成22年告示第151号。以下「要綱」という。）及び大和高田市広告掲載基準（平成22年訓令第17号。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎等 本庁舎、出先機関の庁舎及び公の施設で市が管理する建物のことをいう。
- (2) 広告付き案内板 大和高田市内案内図、庁舎等案内図等に民間事業者等の広告を掲載するものをいう。
- (3) 広告主 広告を掲載する民間事業者等をいう。
- (4) 広告取扱事業者 案内板の設置及び撤去、広告主の募集並びに広告の制作及び掲載等の業務（以下「広告の取扱業務」という。）を行う事業者をいう。
- (5) 広告の内容 広告で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(案内板の設置場所等)

第3条 庁舎等に設置する案内板の場所及び位置は、庁舎等の用途又は目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(案内板の設置の許可)

第4条 広告取扱事業者は、前条の規定により案内板を設置しようとするときは、大和高田市公有財産規則（昭和41年規則第14号）第6条の規定に基づく行政財産の用途外又は目的外使用に係る許可を受けなければならない。

(広告の規格等)

第5条 広告は、市と広告取扱事業者があらかじめ協議して定めた大きさを掲載するものとする。

(広告の掲載期間等)

第6条 広告主が広告を掲載できる期間は、最長1年間とする。ただし、更新を妨げない。

2 広告取扱事業者が掲載期間内に広告の更新を行う日時は、あらかじめ市と広告取扱事業者が協議して定めるものとする。

(案内板の保守及び運用)

第7条 広告取扱事業者は、案内板の保守及び運用に係る経費を負担するものとする。

(広告取扱事業者の選定)

第8条 広告取扱事業者の選定は、公募により行うものとする。

2 前項の公募に関し必要となる事項は、市長が別に定めるものとする。

(広告取扱事業者への委任)

第9条 市長は、広告の取扱業務を広告取扱事業者に行わせるものとする。

2 広告取扱事業者は、広告主との間で広告の掲載に関する契約を締結する。

(広告掲載料)

第10条 広告取扱事業者は、案内板設置場所が有する広告価値を利用する対価として市長が定める期日までに広告掲載料年額を一括して納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第11条 広告を掲載しようとする広告主は、広告取扱事業者に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を受けた広告取扱事業者は、要綱、掲載基準及びこの告示（以下「要綱等」という。）の規定に基づき広告掲載の適否を決定し、適当と認める場合は、案内板広告掲載申込書（様式第1号）に掲載する広告案及び広告主の案内板広告申込みに係る同意書（様式第2号）を添

え、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、広告取扱事業者から前項の規定に基づく書類等の提出を受けたときは、要綱等の規定に適合していることを確認し、案内板広告掲載許可通知書(様式第3号)により広告取扱事業者へ通知するものとする。

(広告の内容の決定及び修正)

第12条 広告取扱事業者は、掲載しようとする広告の内容について、あらかじめ市と協議の上、決定するものとする。

- 2 広告の内容は、市の行政情報であると誤認されるおそれのないものでなければならない。
- 3 市長は、第1項の協議の結果、要綱等に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告取扱事業者に対して広告の内容の修正を求めることができる。
- 4 前項の修正に要する費用は、広告取扱事業者が負担するものとし、市長は修正により生じた広告取扱事業者の損害の賠償を行わない。

(広告の制作、案内板の設置及び撤去)

第13条 広告取扱事業者は、市長の指定する規格に従って広告を制作し、案内板の設置作業及び撤去作業に係る費用を負担するものとする。

- 2 広告取扱事業者は、案内板の設置作業及び撤去作業を行おうとするときは、庁舎等の用途若しくは目的又は庁舎等における業務に支障が生じないよう、市と協議の上、日程、行程等を決定し、市の指示に従って行うものとする。
- 3 案内板の設置作業又は撤去作業により庁舎等の壁面等の表面塗装、構造等を破損した場合は、広告取扱事業者の負担により原状に復するものとする。

(広告主又は広告の内容の変更)

第14条 広告取扱事業者は、広告主又は広告の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議するものとする。

- 2 前項の規定により変更する場合の変更後の広告主の決定にあつては第11条の規定を、広告の内容の決定にあつては第12条の規定を準用する。

(案内板の一時撤去又は広告の一時削除)

第15条 市長は、広告主又は広告取扱事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、その問題が解決されるまでの間、案内板広告指示通知書(様式第4号)により催告した上で、案内板の一時撤去又は広告の一時削除を指示することができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広告取扱事業者が要綱等に違反したとき。
- (3) 広告主又は広告の内容が要綱等に違反したとき。
- (4) 広告取扱事業者が第12条第3項の規定による広告の内容の修正を行わないとき。
- (5) 案内板の設置及び広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市長が判断したとき。
- (6) その他市長が特に必要があると判断したとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解決されたと市長が認めるときは、広告取扱事業者は、案内板の設置又は広告の掲載を再開することができるものとする。

3 第1項の指示があつたにもかかわらず、広告取扱事業者が相当な期間内に案内板の一時撤去又は広告の一時削除を行わないときは、市長は、広告取扱事業者の承諾を得ることなく自ら案内板の一時撤去又は広告の一時削除をすることができるものとする。

4 第1項及び前項の一時撤去若しくは一時削除又は第2項の規定による再開に要する費用は、広告取扱事業者が負担するものとし、市長は、これによって生じた広告取扱事業者の損害の賠償を行わない。

(案内板の全部撤去)

第16条 市長は、広告取扱事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、案内板広告指示通知書により催告した上で、案内板の全部撤去を指示することができるものとする。

- (1) 第4条の許可が更新できないとき、又は取り消されたとき。
- (2) 広告取扱事業者が要綱等に違反したとき。
- (3) 広告取扱事業者の業務の履行に関し、著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 広告取扱事業者について破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税の滞納処分がある等その経営状態が不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (5) 広告取扱事業者が案内板の全部撤去又は広告の全部削除を申し出たときであつて、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項各号に規定する場合のほか、市長は、行政目的等によりやむを得ず案内板の全部撤去が必要であると判断したときは、広告取扱事業者との協議により案内板の全部撤去をすることができるものとする。この場合において、全部撤去に要する費用は、広告取扱事業者が負担とするものとし、市長は第18条第1項の規定により、納付済みの広告掲載料を還付するものとする。

3 第1項の全部撤去に要する費用は、広告取扱事業者が負担するものとし、市長は、これによって生じた広告取扱事業者の損害の賠償を行わない。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告取扱事業者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告取扱事業者は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第18条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者の責めに帰することができないときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により還付する広告掲載料は、納付済みの広告掲載料のうち掲載を停止又は取り消した日の翌日以降掲載されなかった日数に応じた額とする。

3 前項の額には、利子を付さない。

(損害賠償責任)

第19条 広告取扱事業者は、広告の取扱業務による瑕疵等自己の責めに帰すべき事由により庁舎等を毀損し、破損し、又は来庁者、利用者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

案内板広告掲載申込書

年 月 日

大和高田市長 殿

広告取扱事業者所在地

広告取扱事業者名称

代表者名

印

下記のとおり案内板広告の掲載を申し込みます。

記

No.	広告主の名称	所在地	代表者名	広告内容	広告掲載 予定期間

様式第2号(第11条関係)

案内板広告申込みに係る同意書

年 月 日

大和高田市長 殿

住所

名称

代表者名

印

広告取扱事業者 が募集する大和高田市庁舎等案内板広告掲載事業に係る広告主として広告を申し込むに当たり、大和高田市が市税等の納付状況調査をすることに同意します。

様式第3号(第11条関係)

案内板広告掲載許可通知書

第 号
年 月 日

広告取扱事業者名称

代表者氏名 様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、次のとおり通知します。

決定区分

掲載する

掲載しない

(理由)

様式第4号(第15条及び第16条関係)

案内板広告指示通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市庁舎等案内板広告掲載取扱要領の規定により、次のとおり通知します。

1 指示の内容

2 指示の理由

3 適用条項

第15条第1項

第16条第1項

告示第18号の2

大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱及び大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年2月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱及び大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部を改正する告示

(大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正)

第1条 大和高田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年告示第11号の2)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号中「奈良県葛城保健所」を「奈良県中和保健所」に改める。

(大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部改正)

第2条 大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱(平成17年告示第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 奈良県中和保健所

附 則

この告示は、平成27年2月16日から施行する。

告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第9号)

平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第9号)専決処分

平成26年度大和高田市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446,590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,932,318千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		113,000	△2,100	110,900
	2. 自動車重量譲与税	80,000	△2,100	77,900
3. 利子割交付金		30,000	△7,600	22,400
	1. 利子割交付金	30,000	△7,600	22,400
4. 配当割交付金		53,000	46,200	99,200
	1. 配当割交付金	53,000	46,200	99,200
5. 株式等譲渡所得割交付金		10,000	43,800	53,800
	1. 株式等譲渡所得割交付金	10,000	43,800	53,800
6. 地方消費税交付金		640,000	△19,500	620,500
	1. 地方消費税交付金	640,000	△19,500	620,500
9. 地方交付税		6,895,306	204,300	7,099,606
	1. 地方交付税	6,895,306	204,300	7,099,606
10. 交通安全対策特別交付金		10,000	△2,300	7,700
	1. 交通安全対策特別交付金	10,000	△2,300	7,700
13. 国庫支出金		5,093,662	△175,900	4,917,762
	1. 国庫負担金	3,727,203	△175,900	3,551,303
14. 県支出金		1,409,053	5,100	1,414,153
	1. 県負担金	993,205	5,100	998,305
16. 寄附金		5,496	890	6,386
	1. 寄附金	5,496	890	6,386
18. 繰越金		0	300,000	300,000
	1. 繰越金	0	300,000	300,000
19. 諸収入		278,477	17,200	295,677
	4. 雑入	264,487	17,200	281,687
20. 市債		3,423,100	36,500	3,459,600
	1. 市債	3,423,100	36,500	3,459,600

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかった科目に係る額		7,524,634	0	7,524,634
歳入合計		25,485,728	446,590	25,932,318

「第18款 繰越金」を新設する。

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,356,041	700,390	3,056,431
	1. 総務管理費	1,827,807	700,390	2,528,197
3. 民生費		10,562,158	△199,000	10,363,158
	2. 児童福祉費	3,039,880	△49,000	2,990,880
	3. 生活保護費	2,840,501	△150,000	2,690,501
8. 土木費		2,174,233	0	2,174,233
	2. 道路橋りょう費	124,917	0	124,917
	4. 都市計画費	1,710,868	0	1,710,868
9. 消防費		890,733	△21,200	869,533
	1. 消防費	890,733	△21,200	869,533
10. 教育費		2,887,244	500	2,887,744
	6. 社会教育費	399,574	500	400,074
12. 公債費		3,410,434	△34,100	3,376,334
	1. 公債費	3,410,434	△34,100	3,376,334
補正されなかった科目に係る額		3,204,885	0	3,204,885
歳 出 合 計		25,485,728	446,590	25,932,318

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	奥田はず池公園便所新築事業	266
民生費	社会福祉費	人権啓発推進事業	8,270

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 2,400	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 2,500	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
都市再生整備事業	430,800	〃	〃	〃	471,400	〃	〃	〃
防災対策事業	52,700	〃	〃	〃	48,500	〃	〃	〃

告示第54号

大和高田市乳幼児健康診査事業実施要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市乳幼児健康診査事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条及び第13条第1項の規定に基づき、乳幼児を対象とした健康診査(以下「健康診査」という。)を実施することにより乳幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 健康診査の実施主体は、市とし、一般社団法人大和高田市医師会及び大和高田市歯科医師会の協力を得て実施するものとする。

(対象者)

第3条 健康診査を受診することができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する乳幼児とする。ただし、市長が必要と認めるときは、市外に住所を有する乳幼児を対象者とするすることができる。

(健康診査の区分)

第4条 市長は、次に掲げる健康診査を実施するものとする。

- (1) 4か月児健康診査
- (2) 10か月児健康診査
- (3) 1歳6か月児健康診査
- (4) 2歳児親子歯科健康診査
- (5) 3歳児健康診査

(健康診査の内容)

第5条 健康診査の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問診及び診察
- (2) 身体計測
- (3) 栄養指導
- (4) 歯科指導
- (5) 保健指導

(健康診査の受診)

第6条 健康診査は、大和高田市保健センターにおいて集団方式により実施することとし、健康診査の実施日等はあらかじめ市長が定めるものとする。

- 2 市長は、健康診査を実施する日の前日までに、対象者へ健康診査受診票を送付するものとする。
- 3 健康診査を受診しようとする者は、市長に健康診査受診票を提出し、当該健康診査を受診しなければならない。
- 4 健康診査の費用は、無料とする。

(精密検査)

第7条 市長は、健康診査の結果、精密検査を受ける必要があるとされた者に対し、精密検査の紹介状を発行するものとする。

(集団方式以外の受診)

第8条 対象者の都合により、集団方式で受診することが困難であると市長が認める場合は、第5条の規定にかかわらず集団方式以外で健康診査を受診することができる。

- 2 集団方式以外で健康診査を受診しようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める健康診査受診申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、別に定める健康診査実施依頼書及び健康診査受診票を申請者に交付する。
- 4 前3項の規定により集団方式以外で健康診査を受診した者は、健康診査に要した費用を医療機関に直接支払い、当該医療機関の領収書及び担当医師が記名押印した健康診査受診票を別に定める助成金交付申請書に添えて、その費用を市長に請求するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による請求があったときは、予算の範囲内において、次の各号の区分に定める額を限度として、その費用の全部又は一部を助成する額を決定し、申請者に別に定める健康診査助成金決定通知書を交付するものとする。
 - (1) 4か月児健康診査 3,500円
 - (2) 10か月児健康診査 3,500円
 - (3) 1歳6か月児健康診査 4,000円
 - (4) 歯科健康診査(1歳6か月児及び3歳児に限る。) 2,500円
 - (5) 3歳児健康診査 4,000円

- 6 市長は、前項の規定による交付決定後速やかに、申請者に決定した金額を支払うものとする。

(事後指導)

第9条 市長は、必要に応じて健康診査を受診した者に対して事後指導を行うものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、健康診査の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

告示第55号

大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成11年9月22日条例第23号)第14条第1項の規定により、平成27年度一般廃棄物処理計画を次のとおり定める。

平成27年4月1日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 一般廃棄物処理区域
大和高田市全域
- 2 一般廃棄物の処理計画
 - (1) 一般廃棄物の処理主体
大和高田市、委託業者、許可業者及び排出者
 - (2) 一般廃棄物の種類及び収集、運搬、処分の方法
 - (ア) 燃えるごみ
 - ①種類 燃えるごみ
 - ②収集方法 指定ごみ袋により週2回収集する。
 - ③運搬方法 ごみ収集車両による。
 - ④処分方法 焼却処理後、大阪湾広域臨海環境整備センターの処分場に埋立処分
 - ⑤発生量及び処理量の見込み 21,500トン
 - (イ) 粗大ごみ
 - ①種類 粗大ごみ、燃えないごみ
 - ②収集方法 電話リクエスト方式で戸別収集する。
 - ③運搬方法 ごみ収集車両による。
 - ④処分方法 粗大ごみ処理施設で破碎処理後選別し、資源化及び焼却処理
 - ⑤発生量及び処理量の見込み 1,000トン
 - (ウ) かん・びん
 - ①種類 アルミかん、スチールかん、白びん、茶色びん、その他色びん
 - ②収集方法 分別かごにより2週間に1回収集する。
 - ③運搬方法 ごみ収集車両による。
 - ④処分方法 アルミかん、スチールかん、白びん、茶色びん、その他色びんに分別し、資源物としてリサイクル
 - ⑤発生量及び処理量の見込み 650トン
 - (エ) ペットボトル
 - ①種類 リサイクルマークの付いた飲料用、酒類用、しょうゆ用のペットボトル
 - ②収集方法 分別かごにより月1回収集する。
 - ③運搬方法 ごみ収集車両による。
 - ④処分方法 ペットボトル処理施設で減容し、資源物としてリサイクル
 - ⑤発生量及び処理量の見込み 160トン
 - (オ) 紙類
 - ①種類 新聞、雑誌、本、その他紙、段ボール、牛乳パック
 - ②収集方法 ひもで縛って排出し、新聞は月2回収集する。新聞以外を紙類として週1回収集する。

③運搬方法 ごみ収集車両による。

④処分方法 新聞、段ボール、紙類に分別し、資源物としてリサイクル

⑤発生量及び処理量の見込み 1,000トン

(カ) 蛍光灯

①種類 蛍光管、電球

②収集方法 分別かごにより月2回収集する。(割れないよう買ったときの箱などに入れて排出)

③運搬方法 ごみ収集車両による。

④処分方法 紙と蛍光管、電球に分別し、資源物としてリサイクル

⑤発生量及び処理量の見込み 10トン

(キ) 乾電池

①種類 乾電池、水銀式体温計

②収集方法 透明の袋に入れて排出、月2回収集する。

③運搬方法 ごみ収集車両による。

④処分方法 袋と乾電池、水銀式体温計に分別し、資源物としてリサイクル

⑤発生量及び処理量の見込み 10トン

(ク) 割れたもの

①種類 割れたびん、コップ、ガラス、せともの

②収集方法 透明の袋に入れて排出、年5回収集する。

③運搬方法 ごみ収集車両による。

④処分方法 袋と割れたびん、コップ、ガラス、せとものとは分別し、大阪湾広域臨海環境整備センターの処分場に埋立処分

⑤発生量及び処理量の見込み 10トン

(ケ) プラスチック製容器包装

①種類 リサイクルマークの付いた、その他プラスチック製容器包装や食品トレイ

②収集方法 回収している公共施設に自己搬入してもらい、拠点から収集する。

③運搬方法 その他プラスチック製容器包装回収車両による。

④処分方法 その他プラスチック製容器包装、食品トレイとその他ごみとに分別しその他プラスチック製容器包装と食品トレイは減容し、資源物としてリサイクルし、その他ごみについては焼却処理

⑤発生量及び処理量の見込み 80トン

(コ) 廃食用油

①種類 廃食用油

②収集方法 市内拠点場所12か所に月1回収集する。

③運搬方法 回収車両による。

④処分方法 廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製する業者に売却し、精製されたバイオディーゼル燃料を収集車両に使用

⑤発生量及び処理量の見込み 5トン

(サ) 小型家電

①種類 使用済み小型電子機器

②収集方法 公共施設6か所に小型家電回収ボックスを設置して回収する。

③運搬方法 回収車両により随時回収する。

④処分方法 認定事業者へ引渡し、レアメタルなどの有用金属を資源化

⑤発生量及び処理量の見込み 2トン

(シ) 市民の責務等

- ①廃棄物を分別して排出し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により、廃棄物の資源化に努めなければならない。
- ②廃棄物の排出を抑制し、その生じた廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、できる限り自ら処理することで廃棄物の減量化を図るとともに、その実施に当たっては、互いに協力するよう努めなければならない。
- ③廃棄物の減量化、資源化及び適正処理並びに地域の清潔な生活環境の保全に関する市の施策に協力しなければならない。

(ス) 一般廃棄物収集運搬業の許可
別紙省略（市役所前の掲示場に掲示済み）

(3) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

(ア) 事業系一般廃棄物

①種類 事業系一般廃棄物

②収集方法 事業者自ら行うか、又は許可業者に行わせると共に市長の指示に従うこと。

③運搬方法 事業者自ら行うか、又は許可業者に行わせると共に市長の指示に従うこと。

④処分方法 事業者自ら行うもののほかは、焼却処理後埋立処分

(イ) 事業者の責務等

① 事業活動を行うに当たり、廃棄物の減量化及び資源化に勤めると共に、事業系排棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

② 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理並びに地域の清潔な生活環境の保全に関する市の施策に協力しなければならない。

(4) し尿及び浄化槽汚泥

(ア) し尿及び浄化槽汚泥

①収集方法 し尿は、委託により市内の2業者が通常毎月1回収集を実施する。浄化槽汚泥の清掃についても、許可により前記2業者でおおむね年1回もしくは適宜収集計画を作成し実施

②運搬方法 し尿及び浄化槽汚泥は、前記2業者の所有地に設置所有する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項りによる保管施設としての地下式コンクリート中継槽1基（200k1）と地上式鉄製中継槽2基（70k1）に一時貯留され、し尿処理施設へ陸上運搬する。

③処分方法 4市4町で構成する奈良県葛城地区清掃事務組合のし尿処理施設「アクアセンター」で処理し、大阪湾広域臨海環境整備センターの処分場に埋立処分

④発生量及び処理量の見込み 21,600k1

(イ) 排出者の責務等

①新規汲み取りが必要となったとき、又は必要としなくなったときは、市長に届出してその指示に従わなければならない。

②便槽内に異物を投棄しないこと。

3 市が行う一般廃棄物の処理に関し、市長が指定する場所

(1) 処理施設

名称	所在	処理する種類	規模
大和高田市クリーンセンター	大和高田市大字今里川合方23番地	燃えるごみ	焼却処理 75t/24H×2炉
		粗大ごみ	破砕処理 30t/5H
		かん・びん	分別処理

		400~600kg/h
	ペットボトル	減容処理 300kg/h

名称	所在	処理する種類	規模
アクアセンター	御所市大字僧堂 333番地	し尿及び 浄化槽汚泥	処理能力 240k1/日

(2) 最終処分場

名称	所在地	処理する種類	規模
大阪湾広域臨海環境 整備センター	大阪市北区中之島2 丁目2番2号	焼却残渣、不燃ごみ	埋立5556万m ³

告示第57号

平成26年度国民健康保険税第8期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年4月3日

大和高田市長 吉田 誠 克

- この通知の発送年月日 平成27年3月17日
- 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第58号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項並びに第11条の2第12項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成27年4月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

閲覧者氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理者名)	請求事由 (利用目的)の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の 範囲
NHK放送文化研究所	「全国放送サービス 接触動向調査」の調 査対象者を抽出する ため	平成26年4月23日	東三倉堂町の 7歳以上の住民
内閣府大臣官房 政府広報室	「農山漁村に関する 世論調査」調査対象	平成26年5月22日	内本町の20歳以 上の日本人

	者抽出のため		
毎日新聞社世論調査室	「読書世論調査」の調査対象者抽出のため	平成26年6月4日	大字出の満16歳以上の男女
新聞通信調査会	「メディアに関する全国世論調査」の調査対象者抽出のため	平成26年6月25日	蔵之宮町の18歳以上の日本人男女
朝日新聞社 ブランド推進本部	「新聞及びWeb利用に関する総合調査」の調査対象者抽出のため	平成26年6月27日	中三倉堂1丁目の15歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房 政府広報室	「環境問題に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成26年7月2日	磯野南町の20歳以上の男女
(株)時事通信社	「近畿・福井住民意識調査2014」の調査対象者抽出のため	平成26年7月23日	曙町の20歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房 政府広報室	「女子の活躍推進に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成26年8月6日	大字市場の20歳以上の日本人男女
NHK放送文化研究所	「生命倫理に関する意識調査」の調査対象者抽出のため	平成26年8月20日	大字根成柿の満16歳以上の男女
奈良県健康福祉部 健康づくり推進課	「なら健康長寿基礎調査」の調査対象者抽出のため	平成26年8月27日	市内に居住する20歳以上の住民
独立行政法人 国立環境研究所	「これからのライフスタイルのあり方に関する世論調査」の	平成26年9月11日	大字根成柿の満20歳～79歳の男女

	調査対象者抽出のため		
内閣府大臣官房 政府広報室	「がん対策に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成26年10月9日	旭南町の20歳以上の日本人男女
総務省行政評価局	「食育の推進に関するアンケート調査」の調査対象者抽出のため	平成26年11月6日	神楽3丁目の20歳以上の日本人男女
内閣府政策統括官	「食育に関する意識調査」の調査対象者を抽出するため	平成26年11月18日	大字築山の20歳以上の男女
文化庁文化部国語課長	「国語に関する世論調査」の対象者抽出のため	平成26年12月4日	旭北町の16歳以上の日本人男女
日本たばこ産業(株)	「全国たばこ喫煙者率調査」の調査対象者抽出のため	平成27年1月15日	大字築山の平成14年5月1日～平成27年4月30日生まれの男女
早稲田大学 日欧研究機構長	「日本の民主主義および司法制度に関する世論調査」の調査対象者を抽出するため	平成27年1月20日	昭和町の20歳以上の日本人男女
総務省総合通信基盤局	「電波利用環境に関する意識調査」の調査対象者抽出のため	平成27年2月3日	大中南町の18歳以上の男女
金融広報中央委員会	「家計の金融行動に関する世論調査」の調査対象者抽出のため	平成27年3月17日	東三倉堂町の20歳以上の男女

告示第59号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成27年4月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 引取期間 公示の日から2週間(屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間)
2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時(土日祝日を除く。)
4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	日本共産党	はり札	1	今里町	H27/3/4	H27/3/4	雲梯資材置き場

告示第60号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年4月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成27年3月25日
 - 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み
- (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第61号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成27年4月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条
2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成27年8月2日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成27年1月1日から平成27年1月31日までの間

告示第62号

平成26年度市県民税随時期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年4月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日 平成27年3月24日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第63号

平成26年度国民健康保険税第4期、第5期、第7期及び第8期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年4月24日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成26年度国民健康保険税第4期督促状 平成26年11月18日

平成26年度国民健康保険税第5期督促状 平成26年12月18日

平成26年度国民健康保険税第7期督促状 平成27年2月20日

平成26年度国民健康保険税第8期督促状 平成27年3月17日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第64号

平成27年5月11日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

平成27年5月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

報第1号 専決処分の報告について

- ・平成26年度大和高田市一般会計補正予算(第9号)
- ・大和高田市税賦課徴取条例等の一部改正について

- ・大和高田市国民健康保険税条例の一部改正について
 - ・大和高田市国民健康保険条例の一部改正について
- 議第44号 大和高田市国民健康保険税条例の一部改正について

告示第65号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年5月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成27年4月13日	道路	大和高田市大字土庫地区	1	
平成27年4月16日	道路	大和高田市旭北町	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

4. 引取期間

平成27年11月1日

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時。ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告**公告第38号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年4月20日

大和高田市長 吉田誠克

教育委員会**教育委員会告示第12号**

大和高田市教育委員会4月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成27年4月3日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日時 平成27年4月8日(水)午後4時30分

場所 さざんかホール 4階 会議室

議案 第1号 後援願いについて

第2号 その他

教育委員会告示第13号

大和高田市教育委員会5月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成27年5月1日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日時 平成27年5月8日(金)午後4時30分

場所 さざんかホール 4階 会議室

議案 第1号 大和高田市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について

第2号 平成27年度大和高田スカウト運動育成会 感謝状授与について

第3号 平成27年度大和高田市青少年補導会 感謝状授与について

第4号 総合教育会議の開催(案)について

第5号 後援願いについて

第6号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月2日現在における奈良県知事選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数、6分の1の数及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年4月2日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

3分の1の数	18,926	人
6分の1の数	9,463	人
50分の1の数	1,136	人

選挙管理委員会告示第21号

平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年10月奈良県条例第4号)第1条の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画数は、8区画とする。設置完了日は、平成27年4月2日とし、掲示のできる日は、次のとおりである。

平成27年4月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 掲示のできる日 平成27年4月3日
2. 設置場所 市役所前の掲示場に掲示済み

選挙管理委員会告示第22号

平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙における各投票区の投票所は、別紙の場所に設ける。

平成27年4月3日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第23号

平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における開票の日時及び場所を次のとおり定める。

平成27年4月3日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 日時 平成27年4月12日(日)午後9時
2. 場所 大和高田市幸町11番14号
大和高田市立総合体育館

選挙管理委員会告示第24号

平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における各投票区の投票所は、別紙の場所に設ける。

平成27年4月3日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第25号

平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における大和高田市開票区の開票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

平成27年4月3日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 開票管理者 市役所前の掲示場に掲示済み
2. 職務を代理すべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

選挙管理委員会告示第26号

平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定による大和高田市期日前投票所を、次のとおり定める。

平成27年4月3日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 期日前投票所の場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
2. 期日前投票所を設ける期間 平成27年4月4日から平成27年4月11日まで

選挙管理委員会告示第27号

平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を別紙のとおり選任する。

平成27年4月3日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第28号

平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条の2の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成27年4月3日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 日時 平成27年4月3日(金)午後5時30分
2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第29号

平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成27年4月3日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 日時 平成27年4月9日(木)午後5時30分
2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 4階 会議室

選挙管理委員会告示第30号

平成27年4月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成27年4月3日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1. 不在者投票所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室

選挙管理委員会告示第31号

平成27年4月12日執行予定の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

平成27年4月3日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第32号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年4月6日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1. 日時 平成27年4月12日(日)午前6時30分
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙当日の有権者数について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第33号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年4月10日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1. 日時 平成27年4月18日(土)午前9時
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について
第3号 その他

選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び同法施行令第14条の規定により、大和高田市選挙人名簿の決定の基準日、登録日、縦覧日及び縦覧場所を次のとおり定める。

平成27年4月13日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 基準日 平成27年4月18日
 2. 登録日 平成27年4月18日
 3. 縦覧日 平成27年4月19日
 4. 縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第35号

平成27年4月18日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年4月19日に次の場所で縦覧に供する。

平成27年4月16日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 縦覧場所 大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会告示第36号

平成27年4月18日現在における大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数、6分の1の数及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年4月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

3分の1の数	18,925	人
6分の1の数	9,463	人
50分の1の数	1,136	人

選挙管理委員会告示第37号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第4項、第5項、第8項及び第10項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画数は、6区画とする。設置完了日は、平成27年4月18日とし、掲示のできる日は、次のとおりである。

平成27年4月18日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

1. 掲示のできる日 平成27年4月19日
 2. 設置場所 別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第38号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第4項、第5項、第8項及び第10項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり、区画数は、30区画とする。設置完了日は、平成27年4月18日とし、掲示のできる日は、次のとおりである。

平成27年4月18日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- | | |
|------------|---------------------|
| 1. 掲示のできる日 | 平成27年4月19日 |
| 2. 設置場所 | 別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み) |

選挙管理委員会告示第39号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における各投票区の投票所は、別紙の場所に設ける。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第40号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙に使用する投票用紙の色を、次のとおり定める。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 大和高田市長選挙 | 白色の用紙に黒色の印刷 |
| 2. 選挙管理委員会の印 | 刷り込み |

選挙管理委員会告示第41号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市議会議員選挙に使用する投票用紙の色を、次のとおり定める。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 大和高田市議会議員選挙 | オレンジ色の用紙に黒色の印刷 |
| 2. 選挙管理委員会の印 | 刷り込み |

選挙管理委員会告示第42号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第43号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における投票及び開票の順序を、次のとおり定める。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1. 投票の順序 | (1) 大和高田市長選挙 (2) 大和高田市議会議員選挙 |
| 2. 開票の順序 | 大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙を同時に行う。 |

選挙管理委員会告示第44号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1. 大和高田市長選挙
 - (1) 選挙長 市役所前の掲示場に掲示済み
 - (2) 選挙長職務代理者 市役所前の掲示場に掲示済み
- 2. 大和高田市議会議員選挙
 - (1) 選挙長 市役所前の掲示場に掲示済み
 - (2) 選挙長職務代理者 市役所前の掲示場に掲示済み

選挙管理委員会告示第45号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1. 不在者投票所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室

選挙管理委員会告示第46号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定による大和高田市期日前投票所を、次のとおり定める。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1. 期日前投票所の場 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 2. 期日前投票所を設ける期間 平成27年4月20日から平成27年4月25日まで

選挙管理委員会告示第47号

大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙を次のように執行する。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1. 選挙の日 平成27年4月26日
- 2. 選挙すべき議員数 18人

選挙管理委員会告示第48号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における期日前投

票所投票管理者及びその職務を代理する者を別紙のとおり選任する。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙管理委員会告示第49号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により、開票の事務は、選挙会場において、選挙会の事務とあわせ行う。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

選挙管理委員会告示第50号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条の2の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1. 日時 平成27年4月19日(日)午後5時15分
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 4階 合同委員会室

選挙管理委員会告示第51号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和53年大和高田市条例第46号)第2号の規定による選挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1. 日時 平成27年4月19日(日)午後5時30分
- 2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 4階 合同委員会室

選挙管理委員会告示第52号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項及び第78条の規定により、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1. 日時 平成27年4月26日(日)午後9時
- 2. 場所 大和高田市幸町11番14号

大和高田市立総合体育館

選挙管理委員会告示第53号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動費用の支出制限額を次のとおり定める。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- | | | |
|----------------|----------|------------|
| 1. 大和高田市長選挙 | 候補者1名につき | 7,698,700円 |
| 2. 大和高田市議会議員選挙 | 候補者1名につき | 3,780,300円 |

選挙管理委員会告示第54号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年4月19日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- | | |
|-------|---|
| 1. 日時 | 平成27年4月26日(日)午前6時30分 |
| 2. 場所 | 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室 |
| 3. 議案 | 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙当日の有権者数について
第3号 その他 |

選挙管理委員会告示第55号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成27年4月20日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- | | |
|-------|--|
| 1. 日時 | 平成27年4月27日(月)午前9時 |
| 2. 場所 | 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室 |
| 3. 議案 | 第1号 大和高田市長選挙の当選者について
第2号 大和高田市議会議員選挙の当選者について
第3号 その他 |

選挙管理委員会告示第56号

平成27年4月26日執行の大和高田市長選挙において、次の者が当選しました。

平成27年4月27日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- | | |
|-------|--------------|
| 1. 住所 | 大和高田市南本町7番9号 |
| 2. 氏名 | 吉田 誠克 |

選挙管理委員会告示第57号

平成27年4月26日執行の大和高田市議会議員選挙において、別紙の者が当選しました。

平成27年4月27日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

別紙省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

選挙長告示第1号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長印を次のとおり定める。

平成27年4月19日

大和高田市長選挙

大和高田市議会議員選挙

選挙長 西川勝彦

大和高田市公職選挙事務執行規程第2条の5に定める印とする。

選挙長告示第2号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長の事務取扱場所を次のとおり定める。

平成27年4月19日

大和高田市長選挙

大和高田市議会議員選挙

選挙長 西川勝彦

- | | |
|-------------|--|
| 1. 選挙期日の告示日 | 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 4階 議場 |
| 2. 告示日の翌日以降 | 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務局 |

選挙長告示第3号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成27年4月19日

大和高田市長選挙

大和高田市議会議員選挙

選挙長 西川勝彦

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 1. 日時 | 平成27年4月23日(木)午後5時30分 |
| 2. 場所 | 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 4階 合同委員会室 |

選挙長告示第4号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙において、候補者として届出のあった者は、次のとおりである。

平成27年4月19日

大和高田市長選挙
大和高田市議会議員選挙
選挙長 西川勝彦

- 1. 大和高田市長選挙 市役所前の掲示場に掲示済み
- 2. 大和高田市議会議員選挙 市役所前の掲示場に掲示済み

選挙長告示第5号

平成27年4月26日執行予定の大和高田市長選挙において、届出のあった候補者の数が選挙すべき人員の数を超えないので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により、投票を行わない。

平成27年4月19日

大和高田市長選挙
大和高田市議会議員選挙
選挙長 西川勝彦

農業委員会

農業委員会告示第4号

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

平成27年4月27日

大和高田市農業委員会
会長 松田榮義

記

- 日時 平成27年5月11日(月)午後3時
- 場所 市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項規定についての申請の件
- 第2号 農地法第5条規定による申請の件
- 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
- 第4号 その他

公営企業

水道事業告示第4号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

平成27年5月1日

大和高田市水道事業管理者
大和高田市長 吉田誠克

- 業者名 株式会社 きんぱい
- 代表者名 相原 敬
- 所在地 大阪市大正区三軒家東三丁目10番12号